

不正競争防止法ダイジェスト（2）

——商品形態・コンテンツに関する不正競争行為——

フェアトレード委員会*

抄 録 本稿では、不正競争防止法（以下、不競法という。）の規制対象である商品形態模倣行為（2条1項3号）及び技術的制限手段に対する不正競争行為（2条1項10号、11号）につき説明します。なお、本稿では上記2類型を便宜上「商品形態・コンテンツに関する不正競争行為」と総称します。

目 次

1. はじめに
2. 商品形態模倣行為（2条1項3号）
 2. 1 趣 旨
 2. 2 要 件
 2. 3 関係するその他の知的財産権
3. 技術的制限手段に対する不正競争行為
 3. 1 趣 旨
 3. 2 規制対象行為
 3. 3 マジックコンピュータ事件
 3. 4 関係するその他の知的財産権
4. 民事的救済・刑事罰
 4. 1 民事的救済
 4. 2 刑事罰
 4. 3 水際措置
5. おわりに

1. はじめに

公正な競争の促進・維持を目的とする不競法における「不正競争」の一類型として商品形態模倣行為が追加されたのは平成5年（1993年）の法改正であり、以降多くの判例が積み重ねられてきました。一方、技術的制限手段に対する不正競争行為は平成11年（1999年）の法改正で追加され、判例数は少ないものの、デジタル・コンテンツ産業の急成長に伴い頻繁に法改正が

行われてきました。本稿では、これら商品形態・コンテンツに関する不正競争行為の概要を述べ、更に関連する他の知的財産権と比較を行います。

2. 商品形態模倣行為（2条1項3号）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

2. 1 趣 旨

先行者が資金・労力を投下した成果を、他の選択肢があるにもかかわらず、模倣し、何らの改変を加えることなく、自らの商品として市場に提供し、その先行者と競争する行為を商品開発・市場開拓の意欲を著しく阻害する不正な行為として位置づけることにより先行者の利益を保護することを目的としています。いわゆるデッドコピーによるフリーライド防止を目的とし

* 2012年度 Fair Trade Committee

て導入されました。

2. 2 要件

(1) 「商品の形態」であること（2条4項）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

四 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

「商品の形態」とは実際に市場に置かれた商品の形状、模様、色彩等を包括的に示す概念です。意匠法と異なり、商品の光沢や質感等も「商品の形態」として考慮される点に留意下さい。

なお、商品の内部構造は原則として、商品の外観にあらわれない内部構造にとどまる限り「商品の形態」には該当しませんが、需要者が通常内部構造を観察した上で購入を決定する商品である場合は、内部構造も「商品の形態」に該当する可能性があります。

また、詰め合わせのような複数の商品が組み合わせられ容器・包装と一体化した「セット商品」



図3 請求認容例◆タオルセット事件³⁾
＜上：原告商品 下：被告商品＞

については、一体化したセット商品として展示・販売される場合には、「商品の形態」として該当する可能性があります。

(2) 「模倣」されたこと（2条5項）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

五 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

「模倣」が認容されるためには以下の二つの要件を充足する必要があります。

1) 主観的要件「依拠」

他人のオリジナル商品に実際にアクセスしたこと。そもそもオリジナル商品を見ていなければ形態模倣は不可能なためです。従って、独自開発した商品の形態が偶然似た場合には、本号は適用されません。

2) 客観的要件「実質的同一」

対比観察した結果、商品形態が実質的に同一であること。デッドコピー行為の規制を趣旨としますが、実質的同一性で足りると解されています。相違が僅かな改変に基づき商品全体に与

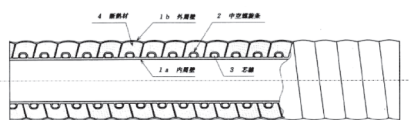


図1 請求棄却例（ホースの内部構造）
◆断熱ホース事件¹⁾＜原告商品＞

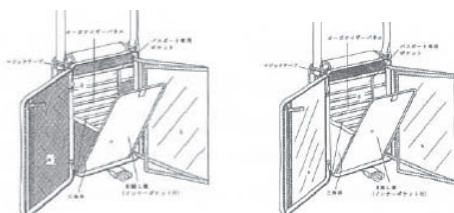


図2 請求認容例（バックの内部構造）
◆ショルダーバック事件²⁾
＜左：原告商品 右：被告商品＞

える変化が乏しく、全体的に見て些細な相違にとどまると評価される場合には「実質的同一」とみなされます。一方、模倣する意図があっても、結果的に似ていなければ本号は適用されません。



図4 請求認容例◆デジタル歩数計事件⁴⁾
＜上：原告商品 下：被告商品＞

(3) 商品の機能を確保するための「不可欠な形態」でないこと(2条1項3号 括弧書)

万一、商品の機能確保に不可欠な形態を特定者に独占的に利用させてしまうと、他者の市場参入を不当に妨げてしまう結果になってしまうためです。なお、旧法では同種商品が「通常有する形態」は保護の対象外とされており、「通常有する形態」には「ありふれた形態」も含むと解されていました。法改正後においても「ありふれた形態」は引続き保護の対象外と解されています。意匠法と異なり、形態模倣されるオ



図5 請求棄却例
◆ポリプロピレン製収納ケース事件⁵⁾
＜左：原告商品 右：被告商品＞
※いずれも同型商品

リジナル商品に新規性・独自性は要求されない点に留意下さい。

(4) 適用除外(19条1項5号)

第十九条 第三条から第十五条まで(略)の規定は(略)当該各号に定める行為については、適用しない。

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品(略)

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)(略)

1) 日本国内における最初の販売日から3年を経過した商品(19条1項5号イ)

投下資本へのフリーライドを競争上不正だとする趣旨から、模倣禁止期間を先行者の投資回収期間に限定すべきとされ、更に意匠登録の可能性・周知性獲得の可能性・国際的ハーモナイゼーション(例えば、欧州の非登録共同体意匠の権利期間は該当意匠のEU域内での公表から3年間とされています)も考慮された結果、3年を経過した商品は適用外とされました。なお、「販売」とは業とする目的をもち有償で物を第三者に提供する行為をいい、判例上は、サンプル出荷、見本市への出品、商品形態が確認できるカタログ・広告、更には1回限りの販売も「販売」とみなされています。また、日本国内で流通する商品である限り、生産国がどこであるかは問われません。

2) 善意取得者(19条1項5号ロ)

取引の安全を図るため、善意・無重過失の取得者は適用から除外とされました。

2. 3 関係するその他の知的財産権

対象物品について意匠権を有する場合、不競法に加えて、意匠権侵害と併合して提訴することは可能ですが、その一方で、著作権侵害は対象物品が工芸品のような極めて稀な場合に限定される点に留意下さい。

表1 商品形態にかかわる知的財産権の比較

	不競法（3号）	意匠法	著作権法
目的	国民経済の健全な発展	産業の発達	文化の発展
保護対象	先行者の利益（資金・労力）	物品のデザイン	表現
権利発生	（なし）	登録	創作
保護要件	模倣+日本国内での販売	新規性・非容易性	創作性
保護期間	最初の販売から3年	登録から20年	自然人：死後50年／法人：公表後50年
民事救済	差止請求／損害賠償	差止請求／損害賠償	差止請求／損害賠償
刑事罰	自然人：5年以下の懲役・500万円以下の罰金／法人：3億円以下の罰金	自然人：10年以下の懲役・1,000万円以下の罰金／法人：3億円以下の罰金	自然人：10年以下の懲役・1,000万円以下の罰金／法人：3億円以下の罰金
主な利点	登録不要	権利の安定性が高い	登録不要・権利期間が長い
主な欠点	保護期間が著しく短い	登録の難易度が高い	芸術性の高いものに限定

3. 技術的制限手段に対する不正競争行為

(1) 技術的制限手段の無効化機器等の提供等（2条1項10号）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十 営業上用いられている技術的制限手段（略）により制限されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの記録（略）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより

可能とする機能を有する装置（略）若しくは当該機能を有するプログラム（略）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（略）

不正コピー・アクセス防止の技術的制限手段を無効化するための装置（例：コピーガード・キャンセラー）又はプログラム提供行為が不正競争行為として規制されています。

(2) 特定者向け技術的制限手段の無効化機器等の不特定者への提供等（2条1項11号）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十一 他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録（略）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（略）若しくは当該機能を有するプログラム（略）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（略）

コピー・アクセスを許諾した契約利用者以外の第三者に対して技術的制限手段を無効化するための装置（例：衛星放送のスクランブル解除装置）又はプログラム提供する行為が不正競争行為として規制されています。

3. 1 趣 旨

コンテンツに施された技術的制限手段に対し、これを無効化する機器やプログラムの提供がなされると、不正コピーや不正アクセスが横行し、健全な産業発展が阻害されるためです。

3. 2 規制対象行為

技術的制限手段を無効化する機能を有する機器・プログラムを提供等する行為。但し、無効化行為自体及び当該機器等の製造は対象外とされています。なお、当該機器等は、旧法では無効化以外の用途が存在しないものに限定されていましたが(旧法の「のみ」要件)、平成23年(2011年)の法改正によって他の機能を併有する機器等も含まれることとなりました。

3. 3 マジックコンピュータ事件⁶⁾

日本に輸入販売されていた中国製のマジコン(アクセスコントロール回避機能を有し海賊版ゲームソフトを実行可能とする機器)につき、大手ゲーム会社等が原告として争った技術的制限手段の無効化機器等の提供等(2条1項10号)に関するランドマーク的な判例で、その後の不競法等の改正にも影響を与えています。裁判で被告は、(a) 被告機器の海賊版ゲームソフトを実行可能とする機能は偶然有しているにすぎず、他に合法的な使用目的が有り、従って(旧法の)「のみ」要件を充足せず、更に(b) 不競法2条7項の「技術的制限手段」はプログラムを使用不可能にする方式(「検知→制限方式」)に限定され、被告の機器はコンテンツに特定信号を付し当該信号を検知した場合のみ機器を使用可能とする方式(「検知→可能方式」)であり、従って該当しないと主張しました。しかし、裁判所は、(a) については、被告機器の使用実態を考慮し、海賊版ゲームソフトを使用可能とする機能を「偶然」有しているとは到底認めら

れず、更に(b)についても、立法趣旨を考慮し「検知→可能方式」であっても「技術的制限手段」に該当するとし、被告の主張を認めず、輸入販売の差止め及び在庫廃棄を命じました。

3. 4 関係するその他の知的財産権

著作権法では、平成11年(1999年)の改正で技術的保護手段に関する新たな規定が設けられ、更に平成24年(2012年)の改正で技術的保護手段の概念が拡張されアクセス管理技術が対象に含まれました(著作権法30条1項2号)。その結果、著作権法と不競法がより緊密な補完関係を有することとなりました。但し、著作権法はあくまでも著作物の複製等の著作権侵害を防ぐためのアクセス管理技術の回避が規制対象であり、コンテンツの実行・視聴を制限するアクセス管理技術の回避を目的とするにすぎない前述マジコン事件におけるような機器は規制対象とはなりません。また、著作権法では刑事罰

表2 コンテンツにかかわる知的財産権の比較

	不競法(2条1項10,11号)	著作権法(30条1項2号)
保護対象	取引対象の音・映像・プログラム(※著作権の有無は関係無し)	著作権法上保護される著作権・実演・レコード・放送・有線放送
対象技術	アクセス・コピー管理技術(技術的制限手段)	アクセス・コピー管理技術(技術的保護手段)
対象行為	技術的制限手段の効果を妨げることによりアクセス・コピー自体を可能とすること	技術的保護手段の信号除去・改変により防止・抑制されている複製等を可能とすること(※私的複製を含む)
対象物	技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する装置・プログラム	技術的保護手段の回避実行をその機能とする装置・プログラム
譲渡等	譲渡・引渡・輸入・輸出・展示・送信	譲渡・貸与・製造・輸入・所持・公衆供与・公衆送信・送信可能化・回避サービス提供
民事救済	差止請求/損害賠償	差止請求/損害賠償
刑事罰	自然人: 5年以下の懲役・500万円以下の罰金 / 法人: 3億円以下の罰金	自然人: 3年以下の懲役・300万円以下の罰金 / 法人: 300万円以下の罰金

として法人に課される罰金が不競法に比べはるかに低額に設定されている点に留意下さい。

4. 民事的救済・刑事罰

4.1 民事的救済

(1) 差止請求権（3条）

請求権者は、不正競争行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者とされていますが、判例上は一般的な販売者には差止請求権が認められていません。一方、商品形態模倣行為の判例において「強い利害関係」を有するとされた独占的販売権者が請求権者として認められた事例があります（◆ヌーブラ事件⁷⁾）。

(2) 損害賠償請求権（4条）

請求権者は、不正競争行為により営業上の利益を侵害された者です。故意又は過失を要件とします。侵害と因果関係のある一切の損害が対象となり、積極的損害ばかりでなく消極的損害（逸失利益）を含みます。なお、信用回復のために支出した広告費用・弁護士費用も賠償として認められた事例があります。

(3) 信用回復措置請求権（14条）

請求権者は不正競争行為により営業上の信用を害された者です。新聞等での謝罪広告が認められた事例があります。

4.2 刑事罰

近年の度重なる法改正により刑事罰の範囲拡大、懲役刑・罰金額の引上げが行われています。商品形態模倣行為は、平成17年度（2005年）改正により刑事罰の対象として追加されました。一方、技術的制限手段に対する不正競争行為は、前述マジコン事件等が契機となり、最近の平成23年度（2011年）改正で刑事罰の対象として追

加されましたが、翌年には早速数件の刑事摘発がなされ逮捕者を出し、後に有罪判決が下りています。いずれの場合でも、不正競争を行った者に対して、刑事罰として「五年以下の懲役若しくは五百万以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とされています（21条2項3号及び4号）。また、両罰規定により、個人だけではなく法人に対しても三億円以下の罰金刑が科されます（22条1項）。

4.3 水際措置

関税法における水際での取締対象は、不正競争行為のうち幾つかの類型に限定されていますが、本稿の商品模倣行為及び技術的制限手段に対する不正競争行為はいずれもその対象となっており、かつ刑事罰も規定されています。従って、海外から輸入される取締対象物品を、関税法の輸入差止申立制度を用いて水際で没収・廃棄することは可能です。なお、技術的制限手段に対する不正競争行為に係る物品が関税法の対象とされたのは平成23年（2011年）12月ですが、平成24年（2012年）11月には該当物品として初めて前述マジコン事件における機器に対する輸入差止申請が受理され、全国の税関において差止対象として追加されています。

5. おわりに

本稿で取上げた商品形態・コンテンツに関する不正競争行為にかかわる不競法の規定は、度重なる法改正を経て、年々その保護範囲が拡大し、他の知的財産法との関係も複雑になっています。従いまして、自社商品保護のために法的手段に訴える場合、意匠権や著作権等だけでなく不競法も選択肢の一つに加えて検討することが重要です。逆に、自社商品が第三者から不競法により提訴されないよう、常に法改正に配慮し、社内コンプライアンス体制を整備する等も必要になるかと思われます。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

注 記

- 1) 大阪地裁平成8年11月28日判決 平成6年(ワ)第12186号
- 2) 東京高裁平成13年9月26日判決 平成13年(ネ)第1073号, 第3102号
- 3) 大阪地裁平成10年9月10日 平成7年(ワ)第10247号
- 4) 東京地裁平成23年6月17日判決 平成22年(ワ)第15903号
- 5) 東京地裁平成16年7月14日判決 平成15年(ワ)第28377号
- 6) 東京地裁平成21年2月27日判決 平成20年(ワ)

第20886号, 第35745号

- 7) 大阪地裁平成16年9月13日判決 平成15年(ワ)8501号の2

参考文献

- ・「新・不正競争防止法概説」小野昌延・松村信夫 青林書院 2011年4月
- ・「逐条解説不正競争防止法(平成21年改正版)」経済産業省知的財産政策室 有斐閣 2010年7月
- ・文化審議会著作権分科会報告書(平成23年1月)
- ・「平成24年著作権法改正について」著作権委員会 知財管理Vol.63 No.1 2013年

(原稿受領日 2013年3月12日)

